

防災訓練の結果の概要（総合訓練）

（案）

本訓練は、「東海発電所原子力事業者防災業務計画 第2章 第7節」及び「東海発電所原子炉施設保安規定第46条（原子力防災訓練）」に基づき実施するものである。

1. 訓練の確認項目

（1）訓練目的

今回の訓練は、原子力災害が発生した状況下において、東海発電所（以下、「発電所」という。）及び本店の原子力防災組織が有効に機能することを確認するとともに、事故対応能力の向上を図ることを主たる目的とする。

（2）訓練目標

- ①発電所警戒本部又は発電所対策本部（以下、「発電所本部」という。）及び本店警戒本部又は本店総合対策本部（以下、「本店本部」という。）の各要員は、プラントの状況、事象の進捗、戦略などの情報について、共通のツールを使用し、事象進展に応じた適切なタイミングで必要な情報を共有する。
- ②発電所本部及び本店本部は、正確な情報を速やかに共有する。なお、誤情報が共有された場合は適切に訂正され、正しい情報を改めて共有されたことを確認する。
- ③これまでの訓練から抽出された改善事項に対する改善策の有効性を検証する。

（3）主な検証項目

- ①発電所本部及び本店本部は、「事象発生又は事故対応状況に応じたプラントの状況」、「戦略」、「戦略進捗」などの情報を共通の情報共有ツール（共通状況図（以下、「COP」という。）など）を用いて共有するとともに、本店本部は原子力規制庁緊急時対応センター（以下、「ERC」という。）プラント班へ事象進展に応じた適切なタイミングで情報伝達できること。【訓練目標①】
- ②発電所本部及び本店本部は、正確な情報を共有していること。また、誤情報は適切に訂正されており、正しい情報が改めて共有されていること。【訓練目標②】
- ③発電所本部及び本店本部は、発電所情報を速やかにプラント状況及び戦略にまとめること、また、10条確認会議等が緊急時活動レベル（以下、「EAL」という。）該当事象発生から15分以内に会議終了できること。【訓練目標②】
- ④改善事項に対する改善策が有効に機能していること。【訓練目標③】

2. 実施日及び対象施設

（1）実施日時

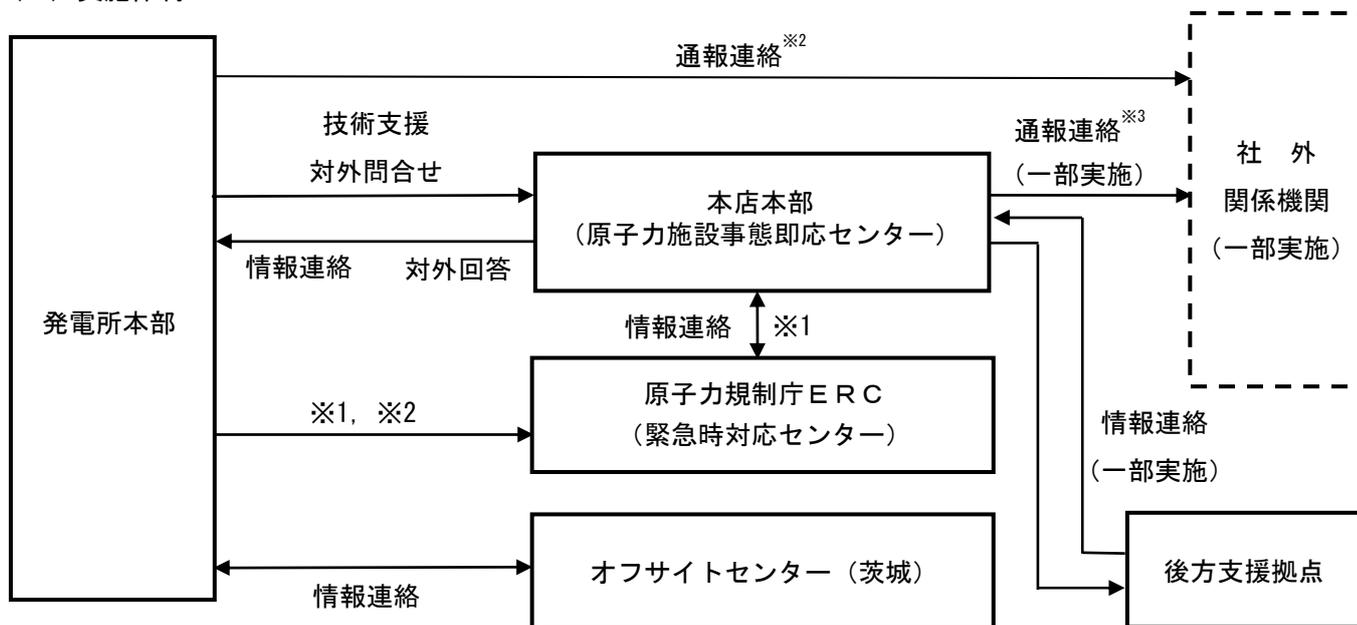
2020年12月25日（金） 13時30分～16時43分

（2）対象施設

東海発電所

3. 実施体制，評価体制及び訓練参加人数

(1) 実施体制



- ※1 統合原子力防災ネットワーク接続
- ※2 原子力事業者防災業務計画に定める通報
- ※3 原子力事業者間協力協定に基づく通報連絡

(2) 評価体制

当社社員（発電所員，本店社員）より選任した内部評価者及び他原子力事業者の外部評価者にて「6. 防災訓練の内容」の項目毎に，第三者の視点から手順の検証及び対応の実効性について評価し，改善点の抽出を行う。また，前回までの訓練で抽出された改善事項における対策の有効性についても評価を行う。なお，東海発電所及び東海第二発電所の同時発災訓練のため，共通で評価した。

(3) 訓練参加人数：268名

訓練参加者の内訳は以下のとおり。

- ①東海発電所 : 140名
(評価者11名，コントローラ18名を含む)
- ②本店 : 104名
(茨城事務所3名，模擬記者役6名，評価者10名，コントローラ3名を含む)
- ③関係会社・協力会社 : 24名
(発電所退避者誘導訓練参加者21名，ERCへの派遣リエゾン1名，覚書に基づく技術支援2名)

なお，東海発電所及び東海第二発電所の同時発災のため東海発電所の対応要員を含む総数を記載している。

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

今回の訓練は、平日の通常勤務時間帯に自然災害（地震）を起因事象とする原子力災害の発生、かつ東海第二発電所との同時発災を想定した。

(1) プラント運転状況

廃止措置中

(2) 訓練想定

廃止措置中の東海発電所において、地震（東海村震度 6 弱）が発生し、管理区域外で L1 輸送容器運搬車が横転し、走行燃料に引火したことにより火災が発生、また、火災等の影響を受け、L1 輸送容器の遮へい物が損傷したことにより管理区域外で放射線が検出され、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第 15 条に該当する事象に至る原子力災害の発生を想定した。

(3) 事象概要

時刻	事象
発災前	原子炉解体に伴う放射性固体廃棄物（L1 輸送容器）構内運搬中
13:30	地震発生（東海村震度 6 弱，津波のおそれなし）
13:35	・ L1 輸送容器運搬車横転，火災発生
13:41	・ 自衛消防隊出動指示
13:52	・ 発電所災害対策本部設置
13:52	【特定事象の発生①】※ ⁴ （第 1 報着信確認 14:03） SE04：火災爆発等による管理区域外での放射線の放出
13:54	<マルファンクション> ・ 機器故障（モニタリングカー） エンジントラブルにより出動不可
14:00	・ 自衛消防隊による消火活動開始
14:10	地震発生（東海村震度 6 強）
14:12	津波情報（茨城県沿岸大津波警報 津波高さ 10m 超）
14:14	【原災法第 25 条報告①】※ ⁵ （第 2 報着信確認 14:16）
14:18	・ 自衛消防隊による消火活動中断，高台への退避開始
14:25	・ 火災の鎮圧傾向を確認（自衛消防隊退避直前の状況）
14:41	【原災法第 25 条報告②】※ ⁵ （第 3 報着信確認 14:44）
14:45	津波情報（津波警報 津波高さ 3m，大津波警報から津波警報に見直し）
14:48	・ 自衛消防隊による消火活動準備及び廃止措置班による遮へいブロック設置準備開始
14:57	・ 火災の鎮圧傾向継続を確認
15:00	・ 自衛消防隊による消火活動再開
15:07	【原災法第 25 条報告③】※ ⁵ （第 4 報着信確認 15:09）
15:16	【特定事象の発生②】※ ⁴ （第 5 報着信確認 15:23） GE04：火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
15:25	・ 自衛消防隊長により鎮圧を確認
15:29	【原災法第 25 条報告④】※ ⁵ （第 6 報着信確認 15:31）
15:50	・ 廃止措置班による遮へいブロック設置完了
15:53	【原災法第 25 条報告⑤】※ ⁵ （第 7 報着信確認 15:55）
16:16	【原災法第 25 条報告⑥】※ ⁵ （第 8 報着信確認 16:18）
16:43	訓練終了

※⁴ 特定事象発生通報（原子力施設）：第 1，5 報

※⁵ 応急措置の概要（原子力施設）：第 2，3，4，6，7，8 報

5. 防災訓練の項目

総合訓練

6. 防災訓練の内容

自然災害（地震）を起因事象とした原子力災害を想定し、原子力防災体制を発令するとともに、原子力防災要員を非常招集し、原子力災害対策活動を実施した。

訓練の進行については、訓練コントローラからの状況付与にて訓練を実施した。

なお、以下の項目について、「シナリオ非提示」にて実施した。

- (1) 要員参集訓練（発電所）
- (2) 通報連絡訓練（発電所）
- (3) 緊急時環境モニタリング訓練（発電所）
- (4) 発電所退避者誘導訓練（発電所）
- (5) 特定事象等対策訓練（発電所）
- (6) その他必要と認められる訓練
 - ① オフサイトセンター訓練（発電所）
 - ② 発電所災害対策活動支援対応訓練（本店）
 - ③ 即応センター班運営訓練（本店）
 - ④ 原子力事業所災害対策支援拠点の選定訓練（本店）
 - ⑤ 原子力事業者間協力協定に基づく支援連携訓練（本店）
 - ⑥ 広報対応訓練（本店）
 - ⑦ オフサイトセンターへの派遣訓練（本店）

7. 訓練結果の概要及び評価

(1) 要員参集訓練（発電所）

《達成目標》

発電所本部要員が招集指示により発電所本部へ移動し、本部長の本部設置宣言が10分以内にできること。

《結果》

- ・地震（東海村震度6弱）発生の所内放送により緊急時対策室建屋デスク室に参集した各室関係者に対し、発電所本部長は発電所本部の設置を指示し、必要な要員数を確保できたことを確認後、発電所本部設置の宣言を行った。なお、発電所本部設置の指示から発電所本部設置宣言までに要した時間は3分であった。

《評価》

- ・発電所本部長及び発電所本部要員は、東海発電所災害対策要領に従い、緊急時対策室への非常招集、体制の確立及び発電所本部設置宣言が遅滞なく実施できていることから、緊急事態における発電所本部要員の参集（本部設置）が定着していると評価する。

(2) 通報連絡訓練（発電所）

《達成目標》

警戒事態該当事象発生連絡（以下、「AL連絡」という。）及び特定事象発生通報（原子炉施設）（以下、「第10条通報」という。）は15分以内に通報を行い、速やかに着信確認ができること。また、警戒事態該当事象発生後の経過連絡（以下、「AL経過連絡」という。）及び応急措置の概要（原子炉施設）（以下、「第25条報告」という。）は、30分を目安に報告できること。

《結果》

- ・発電所情報班は、第10条通報及び第25条報告に伴う社内関係箇所、社外関係機関（国及び自治体）への通報連絡として通報連絡文を作成し、発電所庶務班は、FAXによる通報及び着信確認を実施した。なお、第10条通報は15分以内、第25条報告は30分を目安に報告できた。
- ・発電所庶務班は、一斉FAX送信後の通信渋滞を見越して東海・東海第二発電所災害対策本部等運営マニュアルに従い、IP回線を使用したFAX装置による通報連絡文の送信も並行して実施した。

《評価》

- ・発電所情報班及び発電所庶務班は、東海発電所災害対策要領及び東海・東海第二発電所災害対策本部等運営マニュアルに従い、第10条通報、第25条報告について、正確な通報連絡文の作成、FAXによる通報及び着信確認を実施し、達成目標どおり報告できていたことから、通報連絡の対応が定着していると評価する。
- ・発電所庶務班は、今年度訓練（敦賀発電所防災訓練）の改善として見直した東海・東海第二発電所災害対策本部等運営マニュアルに従い、一斉FAX送信不具合時（送信渋滞）の対応として、状況に応じた別手段のFAX（IP回線を使用したFAX）も併用し通報を行っていたことから、通報連絡の対応は適切に行われていたと評価する^{※6}。

※6：今年度訓練（敦賀発電所防災訓練）の改善事項を反映

(3) 緊急時環境モニタリング訓練（発電所）

《達成目標》

空間放射線量率等の測定を実施し、その結果を速やかに本部内に情報提供できること。

《結果》

- ・発電所放射線管理班は、L1輸送容器からの放射性物質放出影響評価の観点から、緊急時環境モニタリングの準備を始めたが、モニタリングカーが故障により測定できないことを確認したため、代替測定によりL1輸送容器近傍、発電所敷地内及び敷地境界付近の空間放射線量率及び空气中ヨウ素濃度の測定を実施するとともに、そのモニタリングデータを速やかに発電所本部に情報提供した。

《評価》

- ・発電所放射線管理班は、東海発電所非常時対応手順書に従い、緊急時環境モニタリング活動（モニタリング設備不具合時の対応を含む）及び発電所本部への報告が速やかに実施できており、緊急時におけるモニタリング対応が定着していると評価する。

(4) 発電所退避者誘導訓練（発電所）

《達成目標》

退避指示及び退避誘導を速やかに行い、その結果（退避者数及び退避状況）を本部内で情報共有できること。

《結果》

- ・発電所庶務班は、地震発生後の津波情報（茨城県沿岸大津波警報、津波高さ10m超）により、退避者を想定した当社社員（10名）及び協力会社従業員（21名）に対し、津波の影響を受けない退避場所に退避誘導を実施した。また、発電所庶務班は退避者数及び退避状況を発電所本部に共有した。

《評価》

- ・発電所庶務班は、東海発電所災害対策要領に従い、退避者への退避誘導活動及び発電所本部で退避者数及び退避状況の情報共有が速やかにできており、退避者誘導対応が定着していると評価する。

(5) 特定事象等対策訓練（発電所）

《達成目標》

プラント状況の把握、事象進展の予測及び戦略の立案を速やかに実施し、事象進展に応じた戦略の見直しを適宜実施できること。また、立案（見直し）した戦略等は、発電所本部内及び本店本部内に共通のツール（COPなど）を用いて速やかに共有できること。

《結果》

- ・発電所放射線管理班員は、横転し火災が発生しているL1輸送容器近傍にて空間放射線量率測定を行い、測定結果より容器表面線量を評価し、結果について発電所本部へ共有した。
- ・発電所廃止措置班は、L1輸送容器の表面線量の評価結果より、容器損傷の有無等状況把握を行うとともに、事態の収束に向けた戦略検討を行い、結果について発電所本部へ共有した。また、発電所本部に共有後、L1輸送容器北側に遮へいブロックを設置した。また、戦略等についてはCOP（戦略シート）を用いて説明を行い、発電所本部及び本店本部へ共有した。

《評価》

- ・発電所放射線管理班は、東海発電所非常時対応手順書に従い、L1輸送容器表面線量の評価を行い、事象進展の予測等の情報を速やかに発電所本部に共有しており、適切な対応が行われていると評価する。
- ・発電所廃止措置班は、東海・東海第二発電所災害対策本部等運営マニュアルに従い、事態の収束に向けた戦略検討及び損傷の状況把握を行い、発電所本部及び本店本部へ戦略の情報共有が速やかにできたことから、戦略立案等の対応が適切に行われていると評価する。

(6) その他必要と認められる訓練

①オフサイトセンター訓練（発電所）

《達成目標》

事業者ブースでの情報共有及びプラントチームに遅滞なく情報提供できること。

《結果》

- ・発電所本部から派遣されたオフサイトセンター（以下、「OFC」という。）派遣要員は、発電所本部のOFC対応者より入手した発電所情報をホワイトボードに整理し、ブリーフィングにより事業者ブース内で情報共有するとともに、プラントチームへ遅滞なく情報提供を実施した。また、OFC

Cにて模擬した住民退避情報や現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会全体会議による自治体からの要望事項について、遅滞なく発電所本部へ情報共有した。

《評価》

- ・OFC派遣要員は、オフサイトセンター運用マニュアルに従い、事業者ブースでの情報共有、プラントチームへの情報提供及びOFCで入手した住民退避等の情報を遅滞なく発電所本部へ共有できしており、OFCにおける情報共有を行う体制が確立されていると評価する。

②発電所災害対策活動支援対応訓練（本店）

《達成目標》

本店本部の各機能班は、発電所情報の収集を正確に行うとともに、技術的支援や要員派遣・物資支援等の検討・準備を実施し、これらの状況を本店本部、発電所本部及び原子力事業所災害対策支援拠点で共有できること。

《結果》

- ・本店本部の各機能班は、発電所本部との共有資料等により発電所情報の収集を正確に行い、発電所での活動における技術的支援や要員派遣・物資支援等の検討・準備を実施し、これら発電所の支援に係る状況を本店本部、発電所本部及び原子力事業所災害対策支援拠点で共有した。

《評価》

- ・本店本部の各機能班は役割に従い、発電所事故収束活動における技術的支援等の検討・準備を行い、これらの支援状況を本店本部、発電所本部及び原子力事業所災害対策支援拠点にて共有されており、発電所への支援体制が確立され、発電所の災害対策活動支援対応が定着していると評価する。

③即応センター班運営訓練（本店）

《達成目標》

本店即応センター班は、事業者とERCとの共有資料などを活用し、事象進展に応じて適切なタイミングで必要な情報を積極的にERCへ提供できること。また、優先度の高い質問に対する回答が速やかに対応できること。

《結果》

- ・本店即応センター班は、ERCプラント班に対して連絡メモやCOP及び共有資料を活用し、事象進展に応じてプラント状況、事故進展予測及び戦略を適切なタイミングで積極的に情報を提供した。また、ERCプラント班からの質問について、優先度のついたものとの分別を適切に行い、全ての質問に対し速やかに回答した。

《評価》

- ・本店即応センター班は、プラント状況を説明する際、連絡メモやCOP及び共有資料を用いてERCプラント班に対してプラント状況、事故進展予測及び戦略の共有や質疑応答が概ね支障なく行えており、ERCプラント班との情報共有を行う体制が確立されていると評価する。

④原子力事業所災害対策支援拠点の選定訓練（本店）

《達成目標》

気象（風向）等の状況に応じた拠点の設置場所を選定でき、本店本部と「事故・プラントの状況」等を共有するとともに、住民退避情報等を本店本部と共有できること。

《結果》

- ・本店庶務班は、発電所周辺の気象状況、拠点候補地周辺のアクセス及び被害状況を確認した上で、原子力事業所災害対策支援拠点の選定及び要員の確保を行い、要員を現地へ派遣したことを本店本部長に報告した。
- ・原子力事業所災害対策支援拠点要員は、本店本部から共有されたCOP等の共通情報により、事故・プラントの状況を把握するとともに、原子力事業者間協力協定に基づく派遣者の受け入れ状況を本店庶務班と共有した。
- ・本店庶務班は、発電所本部よりOFCから入手した住民退避情報等を原子力事業所災害対策支援拠点要員と共有した。また、原子力事業所災害対策支援拠点との連携状況及び住民退避情報等を本店本部と共有した。

《評価》

- ・本店庶務班は、総合災害対策本部原子力緊急時後方支援班運用要領に従い、遅滞なく原子力事業所災害対策支援拠点の選定・要員の派遣指示を行い、原子力事業所災害対策支援拠点要員及び本店本部と住民退避情報等の共有ができていたことから、原子力事業所災害対策支援拠点の選定及び連携する体制が確立され、原子力事業所災害対策支援拠点の選定に係る対応が定着しているものと評価する。

⑤原子力事業者間協力協定に基づく支援連携訓練（本店）

《達成目標》

協定に基づき、幹事会社へ決められたタイミングで協力要請ができ、要員の派遣・資機材の貸与及び「事故・プラントの状況」等に関する情報を共有できること。

《結果》

- ・本店庶務班は、特定事象該当のタイミングにて原子力事業者間協力協定に基づき、幹事会社である東京電力ホールディングス株式会社に協力要請を行い、同協定に基づく協力要員及び資機材等に関する情報を本店本部、発電所本部及び原子力事業所災害対策支援拠点に共有した。
- ・原子力事業所災害対策支援拠点要員は、幹事会社より派遣された先遣隊（幹事会社社員を模擬した原電社員1名）と事故・プラントの状況を共有した。

《評価》

- ・本店庶務班は、原子力事業者間協力協定に基づき、幹事会社との要員・資機材の協力要請及び調整ができていたとともに、原子力事業所災害対策支援拠点要員は、幹事会社より派遣された先遣隊（幹事会社社員を模擬した原電社員1名）と事故・プラントの状況等の共有ができたことから、原子力事業者間協力協定に基づく支援連携のための体制が確立され、支援連携対応が定着しているものと評価する。

⑥広報対応訓練（本店）

《達成目標》

模擬による記者会見を開催し、最新情報を含めて提供できること。また、発生した事象の模擬プレス文をホームページに掲載できること。

《結果》

- ・本店広報班は、発電所情報の収集を行い、発電所広報班及びERC広報班リエゾンと連携し、プレス発表資料の作成を行うとともに、作成したプレス文をホームページへ掲載した。
- ・本店広報班は、模擬記者会見（2回）を開催し、進展するプラント情報や最新情報について模擬記者へ説明した後、QA対応を実施した。

《評価》

- ・本店広報班は、発生事象の概要について遅滞なく模擬プレス文をホームページへ掲載することができた。模擬記者会見においては、本店本部と速やかに情報共有するため、通信機器等を強化し活用することにより、会見中における最新情報の補足や1回目の会見で回答できなかった質問を2回目の会見で回答することができたことから、発電所の状況等を外部へ公表するための体制が確立され、広報対応が定着していると評価する。

⑦オフサイトセンターへの派遣訓練（本店）

《達成目標》

OFCの原子力災害合同対策協議会へ参画するため、経営層を指名して派遣（「派遣」は模擬）できること。

《結果》

- ・本店庶務班は、本店本部長から指示を受け、OFCへ派遣する経営層（役員1名）及び随行者1名を選定するとともに、道路等が劣悪な状況を想定し、OFCへの移動手段としてヘリコプターを選定した派遣対応を行った。

《評価》

- ・本店庶務班は、OFCへの派遣要員の選定、移動ルートや移動手段の検討・選定等が遅滞なく実施できたことから、OFCへ速やかに経営層を派遣するための体制が確立され、OFCへの派遣に係る対応が定着しているものと評価する。

8. 訓練の評価

(1) 総合的な評価

「7. 訓練結果の概要及び評価」及び「8. (2) 訓練目標に対する評価」より、発電所本部、本店本部及び原子力事業所災害対策支援拠点が連携し、事故対応状況等について互いの活動に支障を与えることなく情報共有を実施することができたことを確認した。

また、原子力事業者防災業務計画、関係手順等に基づき、各要員がそれぞれの役割を認識して原子力災害対策活動を実施したことで、発電所及び本店の原子力防災組織が有効に機能することを確認できたとともに、今年度実施した敦賀発電所防災訓練で抽出した課題に対して改善を図った対策の効果が確認できたことから、組織全体としての事故対応能力向上が図られていると評価する。

(2) 訓練目標に対する評価

今年度訓練における目的「原子力災害が発生した状況下において、発電所及び本店の原子力防災組織が有効に機能することを確認するとともに、事故対応能力の向上を図る。」に対し、以下のとおり訓練目標を設定し、各訓練目標について検証項目を定め評価を行った。

【訓練目標①】

発電所本部及び本店本部は、プラントの状況、事象の進捗、戦略などの情報について、共通のツールを使用し、事象進展に応じた適切なタイミングで必要な情報を共有する。

検証項目	評価
①発電所本部及び本店本部は、「事象事象又は事故対応状況に応じたプラントの状況」、「戦略」、「戦略進捗」などの情報を共通の情報共有ツール(COPなど)を用いて共有するとともに、本店本部はERCプラント班へ事象進展に応じた適切なタイミングで情報伝達できること。	発電所本部はCOP及び事業者とERCとの共有資料を用い、TV会議システム等を活用して「事象事象又は事故対応状況に応じたプラントの状況」、「戦略」、「戦略進捗」の情報を本店本部と共有できていた。 また、本店各機能班は、発電所本部から入手した「事象事象又は事故対応状況に応じたプラントの状況」、「戦略」、「戦略進捗」の情報について、速やかに本店本部に共有資料等を活用して共有するとともに、本店即応センター班からERCプラント班へ事象進展に応じた適切なタイミングで説明が実施できていたことから、発電所本部と本店本部の情報共有方法及び発電所本部と本店本部にて活用した情報共有ツールが機能していると評価する。

【訓練目標②】

発電所本部及び本店本部は、正確な情報を速やかに共有する。なお、誤情報が共有された場合は適切に訂正され、正しい情報を改めて共有されたことを確認する。

検証項目	評価																						
<p>②発電所本部及び本店本部は、正確な情報を共有していること。また、誤情報は適切に訂正されており、正しい情報が改めて共有されていること。</p>	<p>発電所本部要員は、発電所本部及び本店本部へ発電所情報を共有する際、COP及び事業者とERCとの共有資料を用いて説明できた。なお、今回東海発電所については誤情報の共有はなかった。</p> <p>また、本店本部要員は情報フローに基づき、コンタクトパーソンを通じて正確な発電所情報を入手し、本店本部に情報の提供ができていたことから、発電所本部及び本店本部は、正確な情報共有を行う対応能力を有しているものと評価する。なお、コンタクトパーソンを通じて共有する情報に、付加情報（経緯、対応完了見込み等）を加えるなど、要素訓練等を通じて情報共有を更に強化するよう取り組む。</p>																						
<p>③発電所本部及び本店本部は、発電所情報を速やかにプラント状況及び戦略にまとめること、また、10条確認会議等がEAL該当事象発生から15分以内に会議終了できること。</p>	<p>発電所本部は、事象の進展に応じて速やかにプラント状況及び戦略をまとめ、TV会議システム等により本店本部に情報共有できた。</p> <p>また、本店本部は、EAL該当事象判断時及び対応方針・戦略立案時に発電所本部からの呼びかけにより、その内容を同時に傾聴・確認したことで、EAL該当事象発生から15分以内に10条確認会議及び15条認定会議を終了することができたことから、発電所本部と本店本部でEAL及び戦略情報を確実に共有するための運用が定着していると評価する。</p> <p>《10条確認会議、15条認定会議実績》</p> <table border="1" data-bbox="544 1055 1434 1406"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">実績</th> <th rowspan="2">評価</th> </tr> <tr> <th>判断EAL</th> <th>判断時間</th> <th>会議開始時間</th> <th>会議終了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10条(S)確認会議</td> <td>SEO4</td> <td>13:52</td> <td>13:58</td> <td>14:01</td> <td>○ (判断時間から会議終了まで9分)</td> </tr> <tr> <td>15条(G)認定会議</td> <td>GE04</td> <td>15:16</td> <td>15:19</td> <td>15:22</td> <td>○ (判断時間から会議終了まで6分)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	実績				評価	判断EAL	判断時間	会議開始時間	会議終了時間	10条(S)確認会議	SEO4	13:52	13:58	14:01	○ (判断時間から会議終了まで9分)	15条(G)認定会議	GE04	15:16	15:19	15:22	○ (判断時間から会議終了まで6分)
項目	実績				評価																		
	判断EAL	判断時間	会議開始時間	会議終了時間																			
10条(S)確認会議	SEO4	13:52	13:58	14:01	○ (判断時間から会議終了まで9分)																		
15条(G)認定会議	GE04	15:16	15:19	15:22	○ (判断時間から会議終了まで6分)																		

【訓練目標③】

これまでの訓練から抽出された改善事項に対する改善策の有効性を検証する。

検証項目	評価
<p>④改善事項に対する改善策が有効に機能していること。</p>	<p>要素訓練の積み重ねにより、今年度を実施した敦賀発電所防災訓練で抽出した課題に対する改善が概ね図られており、事故対応能力が向上していると評価する。</p> <p>《改善事項に対する評価は、「8.(3)昨年度・今年度防災訓練から改善を図った事項の有効性確認」参照》</p>

(3) 昨年度・今年度防災訓練から改善を図った事項の有効性確認

①今年度敦賀発電所防災訓練で抽出された課題に対する改善状況

以下の項目について、本訓練にて検証を行った。

a. 通報連絡ルールの見直しと教育訓練の実施（発電所）

今年度訓練で抽出された課題に対する改善点	有効性確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・一般業務用FAXにて通報連絡文をFAX送信する場合は、優先順位の高い送信先から個別で実施する等ルールの見直しを検証する。また、要素訓練にて見直したルールの習熟を図り、練度を上げる。 <p>《2020年度敦賀報告書課題1》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所庶務班は、見直した東海・東海第二発電所災害対策本部等運営マニュアルに従い、一斉FAX送信不具合時（送信渋滞）の対応として、状況に応じた別手段のFAX（IP回線を使用したFAX）も併用し、第10条通報は15分以内、第25条報告は30分を目安に報告が出来た事から、今回の改善内容は有効であったと評価する。 <p>（関連項目） <7. (2) 通報連絡訓練></p>

b. プラント系統概略図作成ルール明確化（発電所・本店）

今年度訓練で抽出された課題に対する改善点	有効性確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・設備状況の入力データを整理し、入力データの重複を解消する。 ・データ入力時の注意事項の追記、作成したデータシートの受け渡し方法についてプラント系統概略図の作成ルールの見直しを行い、本部運営訓練にて運用の検証を行う。その結果を作成側である敦賀発電所災害対策本部等運営マニュアル及び使用側である本店本部運営ルール集に反映し、関係者に周知する。 <p>《2020年度敦賀報告書課題2》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備状況の入力データを整理し、入力データの重複を解消した。 ・プラント系統概略図の作成ルールを整理し、見直すとともに、その結果を東海・東海第二発電所災害対策本部等運営マニュアル及び本店本部運営ルール集に反映し、発電所本部要員及び本店本部要員に周知した。また、見直した東海・東海第二発電所災害対策本部等運営マニュアル及び本店本部運営ルール集に従い、系統概略図の入力が実施されていることを確認した。 <p>以上より、本対策が有効であったと評価する。</p> <p>（関連項目） <7. (5) 特定事象等対策訓練> <7. (6) ②発電所災害対策活動支援対応訓練></p>

c. 本店情報班における1号機と2号機の共通情報取扱ルールの明確化（本店）

今年度訓練で抽出された課題に対する改善点	有効性確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・発電所の共通情報（地震、気象、モニタリングポストデータ等）は、運転炉のコンタクトパーソンが情報班引継ぎメモに記載し、取扱うルールとする。また、要素訓練にて本ルールの習熟及び定着化を図る <p>《2020年度敦賀報告書課題3》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見直した本店本部運営ルール集に従い、運転炉のコンタクトパーソンが発電所の共通情報（地震、気象、モニタリングポストデータ等）を入手し、情報班引継ぎメモに共通情報として記載を行い、本店即応センター一班に情報を提供していることを確認した。 <p>以上より、本対策が有効であったと評価する。</p> <p>（関連項目） <7. (6) ②発電所災害対策活動支援対応訓練> <7. (6) ③即応センター一班運営訓練></p>

d. プラントの状態、事態の進展に応じた必要情報の整理（本店）

今年度訓練で抽出された課題に対する改善点	有効性確認結果
<p>・プラントの状態、事態の進展に応じて必要となる情報とその提供タイミングを整理し、本店本部運営ルール集に反映する。また、反映したルールを本店本部要員に教育するとともに、要素訓練を繰り返すことにより、状況に応じた必要情報の取扱いについて習熟を図る。</p> <p>《2020 年度敦賀報告書課題 4》</p>	<p>・見直した本部運営ルール集に従い、プラントの状態、事態の進展に応じて必要となる情報とその情報を提供するタイミングを整理し、本店本部要員に教育した。この結果、「プラントの状況・事象の進展・戦略」を事象進展に応じたタイミングで、ERCプラント班に情報を提供できていることを確認した。</p> <p>以上より、本対策が有効であったと評価する。</p> <p>（関連項目） <7. (6) ②発電所災害対策活動支援対応訓練> <7. (6) ③即応センター一班運営訓練></p>

②昨年度東海発電所防災訓練で抽出された課題に対する改善状況

以下の項目について、これまでの訓練にて検証を行った。

a. 通報連絡訓練実施方法の変更（発電所）

昨年度訓練における今後の改善点	有効性確認結果
<p>・通報先リストの作成を行う場合のチェックシートを作成し、訓練事務局内でダブルチェックを行うとともに、この運用を通報連絡訓練実施マニュアルに反映する。また、ファクシミリ送信後の着信確認を確実に実施することを通報連絡訓練実施マニュアルに追加するとともに、通報連絡担当に指名される者全員に対し、着信確認の重要性（法定要求）について再周知する。更に、今後の訓練において繰り返し対応を行うことで運用の定着化を図る。</p> <p>《2019 年度東海報告書課題 1》</p>	<p>・訓練事務局は、通報連絡訓練実施手引書に従い、チェックシートを用いた訓練用通報先リストの作成を実施した。また、通報連絡担当者は、通報連絡訓練実施手引書に従い、通報文送信後の着信確認を確実に実施していることを確認した。訓練用通報リストは誤りなく作成され、発生事象（事故・トラブル、警戒事象、特定事象）に応じた通報連絡先に通報連絡を行っていることを確認出来たことから、今回の改善内容が有効であると評価する。</p> <p style="text-align: right;">【完了】</p> <p><これまでの訓練での検証状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020 年 8 月 7 日：東海自主訓練（再訓練） ・2020 年 10 月 2 日：敦賀発電所総合防災訓練

b. ERCプラント班への情報提供時におけるスピーカのサポート体制の確保（本店）

昨年度訓練における今後の改善点	有効性確認結果
<p>・スピーカに対して、共通資料を使用し情報伝達を行うこと及び必要に応じて情報整理のサポートを行うことをコンタクトパーソンの役割に追加する。また、本店即応センター班総括者の役割に、コンタクトパーソンスピーカのサポートに入った場合及びスピーカの手元に溜まった情報の整理が必要な場合、即応センター班内の要員の配置を変更することを追加する。本運用については、今後の本部運営訓練時に臨機の対応として班内の配置調整を考慮した訓練を実施し、運用の定着化を図る。</p> <p>《2019 年度東海報告書課題 2》</p>	<p>・即応センター班及び本店情報班の役割の明確化を行うとともに、本店本部内の配置を変更した。また、本店情報班で情報を一元的に集約・整理し、即応センター班に提供する情報フローへ見直しを行うとともに、本店情報班から提供する情報について、『速報情報（プラント時系列を記載する書画情報）』と『確定情報（EAL早見表、情報班引継ぎメモ、COP等）』に仕分けして即応センター班に伝達するルールとしたことで、即応性と確実性を確保した。</p> <p>また、本店即応センター班総括の指示のもと、サブスピーカがメインスピーカへの情報伝達及び発話の補助を行う等の役割分担としたことにより、即応センター班に提供された情報を遅滞なく</p>

	<p>ERCプラント班へ提供できていたことから、本対策は有効であったと評価する。</p> <p style="text-align: right;">【完了】</p> <p><これまでの訓練での検証状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年8月7日：東海自主訓練（再訓練） ・2020年10月2日：敦賀発電所総合防災訓練
--	--

③昨年度敦賀発電所防災訓練で抽出された課題に対する改善状況

以下の項目について、これまでの訓練にて検証を行った。

a. 書画装置の活用頻度向上によるERCプラント班との情報共有の更なる向上（本店）

昨年度訓練における今後の改善点	有効性確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ERCプラント班への説明手段と使用する資料の優先順位を明確にルール化し、スピーカ席にERCプラント班への説明時のルールとして掲示する。 <p>≪2019年度敦賀報告書課題1≫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ERCプラント班への説明手段と使用する資料の優先順位を明確にしたスピーカ発話ルールに従い、ERCプラント班に対して書画装置を使用してCOPや共有資料によるプラント状況の説明ができていたことを確認できたことから、本対策は有効であったと評価する。 <p style="text-align: right;">【完了】</p> <p><これまでの訓練での検証状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年8月7日：東海自主訓練（再訓練） ・2020年10月2日：敦賀発電所総合防災訓練

④昨年度東海発電所及び敦賀発電所で抽出された更なる改善課題に対する改善状況

以下の項目について、これまでの訓練にて検証を行った。

昨年度抽出された更なる改善課題	有効性確認結果
a. 事象発生直後の状態確認シートの活用について（本店）	<ul style="list-style-type: none"> ・本店本部運営ルール集に従い、本店情報班は、「事象発生直後の状態確認シート」を用いて発電所情報を収集し、即応センター一班に提供したことにより、プラント状況をERCプラント班と速やかに共有できていることを確認した。 <p><これまでの訓練での検証状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年8月7日：東海自主訓練（再訓練） ・2020年10月2日：敦賀発電所総合防災訓練
b. 本店本部と発電所本部の連絡ルールの作成（本店）	<ul style="list-style-type: none"> ・見直した本店本部運営ルール集に従い、発電所本部が説明する戦略立案時等の疑問点について、本店情報班長（本店災対総括）からTV会議システムを通じて発電所本部へ確認が行えていることを確認した。 <p><これまでの訓練での検証状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年8月7日：東海自主訓練（再訓練） ・2020年10月2日：敦賀発電所総合防災訓練
c. 事象発生初期における本店本部内の確実な情報共有の実施（本店）	<ul style="list-style-type: none"> ・見直した本店本部運営ルール集に従い、本店本部設置直後、本店情報班長は、発電所本部に対して情報共有を依頼できていたことから、事象発生初期の発電所情報が本店本部内に共有できていることを確認した。 <p><これまでの訓練での検証状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年8月7日：東海自主訓練（再訓練） ・2020年10月2日：敦賀発電所総合防災訓練

昨年度抽出された更なる改善課題	有効性確認結果
d. ERCプラント班とのコミュニケーション向上（本店）	<p>・即応センター班は、見直したスピーカ発話ルールに従い、書画装置を使用した説明時に都度声掛けを行っていたことから、書画描写状況に支障なく説明が行えていることを確認した。</p> <p><これまでの訓練での検証状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年8月7日：東海自主訓練（再訓練） ・2020年10月2日：敦賀発電所総合防災訓練
e. 統合防災ネットワークTV会議システム接続における認知機材の設置（本店）	<p>・ERCプラント班からTV会議接続があった場合に執務室内でも認知できるインターフォンを設置した。</p> <p>・TV会議システム接続時の確認ルールに従い、即応センター班は、TV会議接続時にマイクミュート等になっていないことの確認ができていたことから、初動のプラント情報の提供が速やかに行えていることを確認した。</p> <p><これまでの訓練での検証状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年8月7日：東海自主訓練（再訓練） ・2020年10月2日：敦賀発電所総合防災訓練
f. 質問事項におけるメモ様式と運用の見直し（本店）	<p>・見直した本店本部運営ルール集に従い、質問事項の発出元を「ERCプラント班・即応センター班・リエゾン」と区別した「即応センター班質問管理表」及び「質問メモ」を使用し、問題なくQA対応が行えていることを確認した。</p> <p><これまでの訓練での検証状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年8月7日：東海自主訓練（再訓練） ・2020年10月2日：敦賀発電所総合防災訓練
g. QA対応の役割の明確化について（本店）	<p>・見直した本店本部運営ルール集に従い、ホットライン化した即応センター班QA対応者と本店情報班QA管理者において、本店情報班で回答可能な情報と本店各機能班で回答する情報に識別し、QA対応を行うことができていたことから、QAに係るフローが滞りなく機能していることを確認した。</p> <p><これまでの訓練での検証状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年8月7日：東海自主訓練（再訓練） ・2020年10月2日：敦賀発電所総合防災訓練

9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

(1) 今回の訓練において抽出された改善点

今回の訓練において、課題は抽出されなかったものの、社内外評価結果より気づき事項が抽出されていることから、対応策を講じ要素訓練にて対応策の有効性について検証し、更なる改善を行っていく。

以上